

消 防 安 第 5 5 号
平成17年3月22日

各都道府県消防主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

改正火災予防条例（例）の運用について

標記については、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成17年3月22日付け消防安第50号）により通知したところですが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、適正を期されるようお願いいたします。

なお、各都道府県消防主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 燃料電池発電設備に関する事項（第8条の3関係）

火災予防条例（例）（以下「条例（例）」という。）に新たに規定した燃料電池発電設備については、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナーを有することから、条例（例）第3条（炉）及び第12条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項を準用していること。具体的には、建築物等及び可燃物の物品からの離隔距離に関する事項（第3条第1項第1号）、燃烧に必要な空気及び換気に関する事項（同項第5号）及び排気筒の構造に関する事項（第12条第1項第3号）等を準用していること。

また、燃料電池発電設備の特性上必要となる安全装置等については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第51号）第30条の燃料電池設備の材料、第34条の非常停止装置及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）第44号の発電設備等の損傷による供給停止に係る規定の例によることとしたこと。

さらに、出力10キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備については、上記の安全装置等のほか、改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることにより火災発生の危険性が低くなり、また、小規模なものは内在する可燃物量が少なく火災が発生した場合の影響が小さいため、屋外において建築物から3m以上の距離を保有することを要しないこと、消防署への設置の届出を要しないこと等としたものであること。

2 内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項（第12条関係）

略

3 その他

(1) 「ガスエンジン式及びガスタービン式常用発電設備並びにガスコジェネレーションシステムに係る発電部分の取扱いについて」(平成15年7月7日付け消防安第114号)の取扱いについて

略

(2) 燃料電池発電設備について

燃料電池発電設備に係る改正規定については、平成17年10月1日から施行することとしているが、今回の条例(例)の一部改正の趣旨を踏まえ、(例)施行日前においても当該規定に沿って指導されたいこと。

(3) 条例(例)で規定した燃料電池発電設備以外の燃料電池について

条例(例)第8条の3においては、当面設置が想定される別図の固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備で火を使用するものを対象としているが、これ以外の燃料電池について、設置の相談があった場合には、当室まで連絡すること。

火災予防条例（例）における発電設備体系図

